

新川こども施設整備・運営事業  
モニタリング基本方針

令和6年3月25日  
富山県



## 目次

第1	総則.....	1
1	モニタリング基本方針の位置付け.....	1
2	モニタリングの概要.....	1
3	モニタリングの対象.....	1
4	モニタリング実施計画書.....	2
5	費用負担.....	2
第2	設計業務・建設業務のモニタリング.....	3
1	モニタリングの方法.....	3
2	要求水準未達の場合の措置.....	3
第3	開業準備業務・運営業務・維持管理業務のモニタリング.....	4
1	モニタリングの方法.....	4
2	要求水準未達の場合の措置.....	4
第4	統括管理業務のモニタリング.....	7
1	モニタリングの方法.....	7
2	要求水準未達の場合の措置.....	7
第5	付帯事業業務のモニタリング.....	8
1	モニタリングの方法.....	8
2	要求水準未達の場合の措置.....	8



## 第1 総則

### 1 モニタリング基本方針の位置付け

モニタリング基本方針は、新川こども施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業期間中にわたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項に定める選定事業者が設立する特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「事業者」という。）及び事業者が事業を実施するにあたり業務を委託した企業（以下「選定企業」という。）が、事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に充足することを確認するための考え方、具体的な内容及びその方法等に係る基本的事項を示すものである。なお、本モニタリング基本方針において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、事業契約において定める意義を有する。

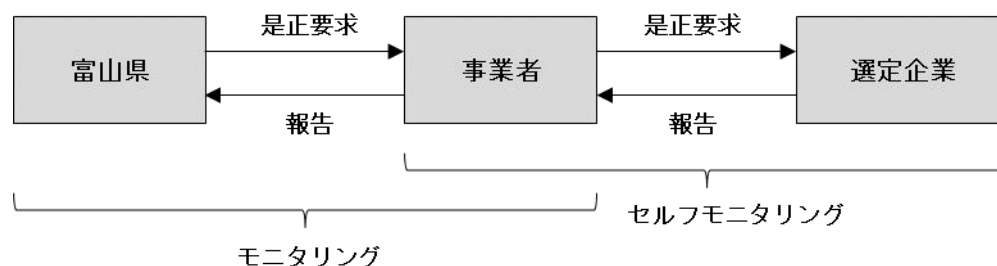
### 2 モニタリングの概要

モニタリングとは、本事業の履行に関し、事業者及び選定企業が行った業務の内容が事業契約に基づき適正かつ確実に履行されていることを確認するため、業務の内容の水準及び実施状況を富山県（以下「県」という。）が監視する行為のことである。モニタリングは、事業者が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。

セルフモニタリングとは、県が実施するモニタリングに先立って実施される、事業者及び選定企業の自己確認であり、主には、事業者が選定企業に対して実施する業務履行状況の確認のことを指す。

本事業においては、官民の適切な役割分担の考え方にに基づき、セルフモニタリング及び県が実施するモニタリングを併用し、効率的なモニタリングの実施を図るものとする。

図表1 モニタリングの構造



### 3 モニタリングの対象

モニタリングの対象は、要求水準書に記載のある全ての業務とする。

#### **4 モニタリング実施計画書**

モニタリング及びセルフモニタリングは、事業者が作成する「モニタリング実施計画書」に基づき実施する。事業者は、事業契約の締結後、モニタリング基本方針、入札説明書等、及び企画提案書に基づき、「モニタリング実施計画書」の案を作成し、業務計画書とともに県に提出する。県は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書を確定する。モニタリング実施計画書は、事業期間中にわたり、県及び事業者との協議に基づき適宜見直しを図り、業務品質の向上を図る。

#### **5 費用負担**

モニタリングに要する費用については、県及び事業者各々に発生した費用は各々が負担する。セルフモニタリングに要する費用については、事業者が負担する。

## 第2 設計業務・建設業務のモニタリング

### 1 モニタリングの方法

県は、要求水準書において定める事業者からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、実地における確認や、会議体への出席によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

### 2 要求水準未達の場合の措置

#### (1) 是正要求

県は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合は、事業者に対して、文書にて要求水準未達の是正を行うよう通知するものとする。事業者は、県から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について県の承諾を得て是正を行うものとする。県は、事業者による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて随時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかどうかを確認する。

#### (2) 選定企業の交代

県は、事業者が是正要求に対応しなかった場合、重大な法令違反又は虚偽の報告に該当する場合、又は周辺環境に重大な悪影響を及ぼすなど社会的な影響が重大な場合、当該業務の選定企業の変更請求を事業者に請求することができる。

#### (3) 契約の解除

上記の是正要求及び選定企業の交代をもってもなお要求水準未達が継続していると判断した場合、本事業の履行に重大な影響を及ぼす、若しくは及ぼす可能性のある法令違反がある場合、事業者の責めに帰すべき事由により事業者の義務の履行が不能となった場合、選定企業の交代請求に事業者が応じなかった場合、又はその他事業契約における契約解除事由に該当する事象が発生する場合、県は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

### 第3 開業準備業務・運営業務・維持管理業務のモニタリング

#### 1 モニタリングの方法

県は、要求水準書において定める事業者からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、実地における確認や、会議体への出席によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

#### 2 要求水準未達の場合の措置

##### (1) 措置の流れ

県は、開業準備業務・運営業務・維持管理業務における品質を確保するとともに、要求水準を継続的に充足することを目的として、要求水準書等に規定されている水準等を満たしていないと判断される事象（以下「要求水準未達事象」という。）が発生したときは、以下の措置を行う。

- ① 県は、要求水準未達事象の発生を確認したときは、事業者に対し、口頭又は文書など適切な方法により是正要求を行う。事業者は、県から是正要求を受けた場合、速やかに改善・復旧するとともに、事象発生の原因等を調査し、改善計画を提出するなど、再発防止を講ずるものとする。
- ② 県は、上記の是正要求を行った後、事象の重大性や事業者の改善・復旧の対応等を踏まえ、要求水準未達事象のレベルを認定することができる。この場合、県は事業者に対して、その内容を文書により通知する。
- ③ 県は、認定したレベルに応じて、減額ポイントを付与し、その合計に応じて県から事業者へ支払う開業準備費・運営費・維持管理費を減額する。

##### (2) 要求水準未達事象のレベル

県が認定する要求水準未達事象のレベルは、「レベル1」、「レベル2」の2段階とする。県は、レベルの認定に当たって、事業者の改善・復旧の対応や事象の発生頻度等を踏まえ判断することとする。県が予定しているレベル別の事象例を以下に示すが、レベル別の事象の詳細については、落札者決定後に、事業者との協議の上、モニタリング実施計画書において定めるものとする。この場合において、事業期間中にあらかじめ規定のない事象が生じた際は、県及び事業者が都度協議するものとする。

図表2 レベル別の事象例

レベル	事象例
レベル1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画書等に記載された作業、点検等の未実施</li><li>・ 施設、設備、遊具の一部の短期間の利用停止</li><li>・ 利用者に対する不適切な対応</li></ul>



レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令点検の未実施</li> <li>・ 施設、設備、遊具の一部の長期間にわたる利用停止</li> <li>・ 虚偽の記載、報告</li> <li>・ 重大な法令違反</li> <li>・ 事業者の帰責による極めて深刻な事故等の発生</li> </ul>
-------	---

### (3) 減額ポイントの付与

県は、要求水準未達事象のレベルを認定した場合、減額ポイントを付与する。また、同様の事象が繰り返し発生することを防ぐため、一定の経過期間を定め、経過期間中に同様の事象が発生し、再度県がレベルを認定した場合には、初回よりも大きな減額ポイントを付与する。なお、経過期間については、事業者との協議の上、モニタリング実施計画書において定めるものとする。

図表 3 減額ポイントの付与条件

レベル	減額ポイントの付与条件
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レベル 1 が認定された場合、1 ポイントを付与する。ただし、初めてレベル 1 が認定された場合など、県が認めたときは、レベルの認定のみとし、減額ポイントを付与しない場合がある。</li> <li>・ 経過期間中に、同様の事象により再度レベル 1 が認定された場合は、3 ポイントを付与する。</li> </ul>
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レベル 2 が認定された場合、10 ポイントを付与する。</li> <li>・ 経過期間中に、同様の事象により再度レベル 2 が認定された場合は、20 ポイントを付与する。</li> </ul>

### (4) 支払額の減額措置

県は、支払対象期間中の減額ポイントを合計し、減額割合を算定する。県が事業者に支払う開業準備費・運営費・維持管理費は、当該減額割合を乗じた金額とする。なお、減額ポイントに応じた減額割合を支払額に反映させる措置は、当該支払対象期間の開業準備費・運営費・維持管理費のみとし、次の支払対象期間に持ち越さないものとする。

図表 4 減額措置の考え方

支払対象期間内の減額ポイントの合計	減額割合
10 ポイント未満	減額なし
10 ポイント以上	1 ポイントにつき 0.2%減額 (例：合計 10 ポイントの場合は、2%減額する。)

#### (5) 選定企業の交代

県は、事業者が是正要求に対応しなかった場合、要求水準未達が重大な法令違反若しくは虚偽の報告に該当する場合、又は周辺環境に重大な悪影響を及ぼすなど社会的な影響が重大な場合、当該業務の選定企業の変更請求を事業者に請求することができる。

#### (6) 契約の解除

上記の是正要求及び選定企業の交代をもってもなお要求水準未達が継続していると判断した場合、本事業の履行に重大な影響を及ぼす、若しくは及ぼす可能性のある法令違反がある場合、事業者の責めに帰すべき事由により事業者の義務の履行が不能となった場合、選定企業の交代請求に事業者が応じなかった場合、又はその他事業契約における契約解除事由に該当する事象が発生する場合、県は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

## 第4 統括管理業務のモニタリング

### 1 モニタリングの方法

県は、要求水準書において定める事業者からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、実地における確認や、会議体への出席によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

### 2 要求水準未達の場合の措置

#### (1) 是正要求

事業者の事業収支等の財務状況に関して当初の事業収支計画の内容と大きく乖離する事実を確認した場合、又はその他本事業を実施するにあたり県と事業者の信頼関係を毀損しうる事象が発生していると認められる場合、県は、事業者に直ちに是正を行うよう書面により是正要求を行う。

事業者は、県から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について県の承諾を得て是正を行うものとする。県は、事業者による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて随時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかどうかを確認する。

#### (2) 契約の解除

上記の是正要求をもってもなお事業収支等の財務状況の是正が継続的に確認できない場合、又は繰り返し同様の事態が発生する場合、事業者の要求水準未達を理由として、県は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

## 第5 付帯事業業務のモニタリング

### 1 モニタリングの方法

県は、要求水準書において定める事業者からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、実地における確認や、会議体への出席によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

### 2 要求水準未達の場合の措置

#### (1) 是正要求

付帯事業は事業者の独立採算により実施されるものであるため、その実施内容については、原則として事業者の意向・提案を尊重する。ただし、モニタリングの結果、要求水準未達が著しいものと判断した場合は、県は、事業者に対して、文書にて要求水準未達の是正を行うよう通知するものとする。特に、付帯事業が本体事業の品質に悪影響を及ぼすことが懸念される場合、または付帯事業の実施内容が業務計画書の内容と大きく乖離する場合は、是正要求を行う。事業者は、県から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について県の承諾を得て是正を行うものとする。県は、事業者による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて随時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかどうかを確認する。

#### (2) 付帯事業を実施する企業の交代

県は、事業者が是正要求に対応しなかった場合、要求水準未達が重大な法令違反又は虚偽の報告に該当する場合、又は周辺環境に重大な悪影響を及ぼすなど社会的な影響が重大な場合、付帯事業業務を実施する企業の変更請求を事業者に請求することができる。